

【表題】

中学理科の移行措置の実施方法について

【要旨】

本文に述べる理由により、次のことを提案します；

中学理科の3年間にわたる移行措置は、平成21年度の中1から学年進行で、新指導要領を〈実質的に〉適用していくという基本原則で実施すること。

【本文】

(1)

中学理科の移行措置は、過去の例では2年間実施が多かったのですが、今回は平成21年度から23年度までの3年間、しかも授業時間数をふやして実施するとの方針が発表されました。大いに賛成です。移行期間が3年間あることで、工夫次第では、新指導要領への切り替えを旧来より円滑に、かつ早期に実行できると思われるからです。以下に、具体的な実施方法を提案します。

(2)

移行措置を、指導要領の切り替えにともなって学習内容の欠落や重複が起こらないようにするだけの消極的な目的で実施するなら、「中学校学習指導要領案」にもとづく限りでは、平成22年度と23年度の2年間で足りません。すなわち、

平成22年度……学習時期が2学年変更になる内容(具体的には「力がつり合う条件」と「酸・アルカリ・中和・塩」)に対する措置をする。

平成23年度……(平成22年度の措置に加えて)学習時期が1学年変更になる内容(具体的には「酸化と還元」、「化学変化にともなう熱の出入り」、「細胞」、「植物細胞と動物細胞の違い」など)に対する措置をする。

だけで済みます。

詳細は次のホームページを参照してください。

<http://www.tenti.jp/zigyuu/seityou/rika-henshyuu/sidou-youryou-2008/ikousotityuugaku.html>

しかし、今回の移行措置は3年間で、しかも授業時間数をふやして行うのですから、こ

のような消極策はあり得ません。

(3)

では、移行措置を3年間行う場合、具体的にどのような方法が考えられるか。その一つとして、

【方法A】 上記消極策の平成22年度と23年度の措置を1年ずつ前倒しして平成21年度と22年度に行い、平成23年度には中1から中3までの全学年に(新しい教科書はまだできていないけれども)新指導要領を〈実質的に〉適用する

ことが挙げられます。

この方法によれば、

平成21年度……中1に対して現行指導要領の一部を手直しして適用

平成22年度……中1と中2に対して現行指導要領の一部を手直しして適用

平成23年度……中1・中2・中3に対して新指導要領を〈実質的に〉適用

ということになり、新指導要領の実施時期が〈実質的に〉1年早まります。

(4)

しかし、移行措置に3年間をかけるなら、もっと単純明快かつ積極的な方法があります。

それは、

【方法B】 平成21年度の中1から、学年進行で、新指導要領を〈実質的に〉適用する

ことです。——「学年進行」という点が大切です。

この方法によれば、

平成21年度……中1に対して新指導要領を〈実質的に〉適用

平成22年度……中1と中2に対して新指導要領を〈実質的に〉適用

(中2の授業時間数を週4コマに変更。)

平成23年度……中1・中2・中3に対して新指導要領を〈実質的に〉適用

(授業時間数は、中1が週3コマ、中2が週4コマ、中3が

週4コマ)

ということになり、新指導要領の実施時期が〈実質的に〉1年早まります。(この点は【方法A】と同じ。)

ただし、新しい教科書がまだできていないことを考慮して、新指導要領〈そのまま〉の適用は避け、移行期間向けに多少の手加減を加えた〈実質的な〉適用に止めるのがよいと思われま。

詳しい参考資料が次のホームページにあります。

<http://www.tenti.jp/zigyuu/seityou/rika-hensyuu/sidou-youryou-2008/ikousoti-tyuugaku-max.html>

(5)

【方法A】と【方法B】を比較してみましょう。

学習内容について見ると、【方法B】の【方法A】との違いは、次の点です；

【方法A】に比べて【方法B】では、

平成21年度……中1に対して、「代表的なプラスチックの性質」「質量パーセント濃度」「溶解度曲線」「種子をつくらない植物のなかま」などが追加される。

(中2・中3は【方法A】と同じく現行のままで、変更なし。)

平成22年度……中2に対して、「電力量」「熱量」「電流が電子の流れであること」「直流と交流の違い」「無セキツイ動物のなかま」「水が気・海・陸を循環していること」「気圧や前線と風のふき方との関連」「日本の天気の特徴」「地球規模での大気の動き」などが追加される。

(中1は前年度と同じ追加。中3は【方法A】と同じく現行のままで、変更なし。)

一言でいえば、【方法B】は、いっそう新指導要領に近く、より積極的な移行措置です。これが【方法B】の一番目の長所です。

(6)

【方法B】の二番目の長所は、子どもにも教員にも単純明快であり、混乱を引き起こす可能性が最も少ないことです。——過去の指導要領の切り替え時には、残念ながら、学校現場にかなりの混乱(削除したり追加したり学習時期を変更したりすべきところを、そうしなかった)が起きました。

【方法B】は、平成21年度の中1から学年進行で新指導要領を〈実質的に〉適用し、それより上の学年は現行(旧)指導要領のままとするのですから、子どもや教員にとって、これ以上簡単なことはありません。また、高校入試問題の作成も単純になります。すなわち、平成23年度の卒業生が受験する平成24年春の入試問題から新指導要領で作成し、それより前は現行(旧)指導要領で作成すればいいわけです。

(7)

【方法B】の三番目の長所は、教科書の欠落などを補うための移行措置資料の作成・

配布が容易になることです。すなわち、この方法によれば、

平成21年度……中1用の移行措置資料を3月末までに新規作成し、4月に配布する。

平成22年度……中2用の移行措置資料を3月末までに新規作成し、4月に配布する。

(中1用は前年度と同じものを配布。)

平成23年度……中3用の移行措置資料を3月末までに新規作成し、4月に配布する。

(中1用・中2用は前年度と同じものを配布。)

ということになり、1年に1学年ずつ新規作成し、作成ずみのものがそのまま次年度に再利用できます。

以上、三つだけを指摘しましたが、【方法B】には長所がたくさんあります。

(8)

もちろん、【方法B】よりもさらに積極的な移行措置も考えられます。たとえば、平成21年度の中2に「電流が電子の流れであること」や「無セキツイ動物のなかま」を追加したり、平成21年度の中3に「イオン」や「遺伝の規則性」を追加することも不可能ではありません。

しかし、ここまでの積極策に打って出るのは、上記【方法B】の二番目の長所と三番目の長所を否定することとなり、現場を大混乱に陥れること必定です。

(9)

以上の理由により、中学理科の移行措置は、【方法B】すなわち、

平成21年度の中1から、学年進行で、新指導要領を〈実質的に〉適用するという方針で行うことを提案します。

なお、【方法B】は中学数学の移行措置にもそのまま適用でき、そうすることで中学の移行措置全体に整合性がとれることを申し添えます。